

第 28 号

上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成28年7月21日言渡され、同月22日送達された高松高等裁判所平成27年（行コ）第3号不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

平成 28 年 8 月 3 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 上告人兼上告受理申立人 徳島県

2 被上告人兼相手方

3 原 判 決 の 表 示

(1) 甲事件に係る控訴人の控訴を棄却する。

(2) 原判決中乙事件に関する部分を次のとおり変更する。

1 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成24年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 控訴人の乙事件に係るその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを20分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(4) この判決は、第2項1に限り、仮に執行することができる。

4 上告の趣旨

原判決中、上告人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

5 上告受理の申立ての趣旨

(1) 本件上告を受理する。

(2) 原判決中、上告受理申立人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

提案理由

高松高等裁判所平成27年（行コ）第3号不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。